

第 127 回 広島 2 人デモ

2015 年 4 月 17 日（金曜日）18:00 ~ 19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です

There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

Japan court bars restart of Takahama nuclear reactors 一英BBC

司法が、日本国憲法が、原発を止めるー
社会が変わる、日本が変わる、歴史が変わる

本日のトピック

- 瞬間に世界を駆け巡った福井地裁仮処分命令決定
- 関心の薄かったマスコミも手のひらを返すように大きく報道
- 事態を無視・過小評価しようとする政府、電力業界、原発自治体、原子力規制委
- 夜郎自大的菅官房長官
- 2014年5月福井地裁判決の意義
- 福井地裁判決を全面的に根拠とする福井地裁仮処分命令 決定要旨全文
- 大甘の基準地震動設定
- 関西電力、電力業界、原発産業の詐術
- 基準地震動700ガル以下の地震でも施設損壊の恐れ
- 使用済み核燃料の脆弱性・危険性
- 規制委の規制基準に対する鋭い批判
- 「高浜原発 3・4 号機の運転差止決定を受け基準適合性審査等の中止を求める緊急申し立て」 全文

瞬間に世界を駆け巡った福井地裁仮処分命令決定

2015年4月14日（火）、越前松平春嶽の福井城址にほど近い福井地裁をほぼぐるりと取り囲んだ大勢の市民たちの目の前に、午後2時もやや過ぎた頃、地裁の建物から小走りに出てきた男性と女性が、それぞれ垂れ幕を示しました。2枚の垂れ幕には「司法はやっぱり生きていた!!」と「司法が再稼働を止める」。現実に、関電高浜原発再稼働が禁止されたのです。もしかすると、明治専制政府成立以来、日本の名もなき一般庶民がはじめて経験する歴史的勝利の瞬間だったかも知れません。また憲法が保障する「主権在民」を現実のものとした瞬間でもありました。私は「日本が変わる第一歩」だと思いました。

このニュースは瞬間に世界中を駆け抜けました。福井地裁前にカメラクルーを送り込んだBBC電子版の記事から引用します。

「BBC東京のルパート・ウィンフィールド・ヘインズは、この

決定は、再稼働を押し進める安倍晋三首相にとって、深刻な一撃だ、と語った」（図1参照）

イギリスのフィナンシャル・タイムズは、

「“本日の決定で、川内原発も含め他の原発も、その再稼働はそう簡単ではなくなった”、と元首相で、福島原発事故以降、反原発の旗幟を鮮明にしている菅直人氏は、フィナンシャル・タイムズに語った。菅氏はいう。“これはきわめて意義深い決定だ”」（図2参照）

とその記事を締めくくっています。

福島原発事故から4年目、チェルノブイリ事故でも原発を止められなかったロシア、ウクライナ、ベラルーシとは違って、日本は、原発を止める“福井地裁判決”、“福井地裁決定”をもつことになりました。誇らしい気持ちです。

図 1 BBC NEWS



図 2 FINANCIAL TIMES



図 3 abc NEWS



【高浜原発の運転禁止決定を伝えるBBCニュース。TVニュース番組でも同内容を伝えた。ヨーロッパ、中東、アフリカの報道機関はこのBBCニュースを引用する形で一斉に報道した】

【資料参照】

<http://www.bbc.com/news/world-asia-32297366>

【玄人好みで定評のあるフィナンシャルタイムズは、東京特派員電で福井地裁が高浜原発の運転を阻止したことを伝えた】

【資料参照】

<http://www.ft.com/cms/s/0/deaf7bde-e28a-11e4-ba33-00144feab7de.html#axzz3XQh1SQke>

【アメリカのメディアは主にAP電を引用する形で福井地裁が高浜原発の運転を却下したことを伝えた。写真はAP電を引用して伝えるabc NEWS】

【資料参照】

<http://abcnews.go.com/International/wireStory/japan-court-rejects-bid-restart-nuclear-reactors-30299156>

関心の薄かったマスコミも手のひらを返すように大きく報道

決定前、日本のマスコミは決して今回の、9人の市民による「大飯・高浜原発運転差止め仮処分命令申立事件」に関心が高かったとはいえません。

一つには、これまで、同種の仮処分命令申立事件で申し立てが認められたケースが一度もなかったことがあげられます。現に2014年11月27日、滋賀県の住民が、大津地裁に申し立てていた大飯・高浜原発運転差止め仮処分申立事件では、「運転差止めをするほどの、債権保全の緊急性は認められない」として住民の申し立ては却下されています。しかしその大津地裁決定も、よく読んで見ると、原発再稼働に伴う住民の人格権侵害の危険は十分に認め、しかし認めながらも「**原発事故に対応する組織や地元自治体との連携・役割分担、住民の避難計画等についても現段階においては何ら策定されておらず、これらの作業が進まなければ再稼働はあり得ない**」（大津地裁決定理由書）とし、このような状態で原子力規制委が再稼働を認めるとは考えがたい、として債権保全（住民の人格権の保全）の緊急性はない、として仮処分申立てを却下したのでした。つまり人格権侵害の危険性は十分に認めながらも、再稼働は当然ありえない、というのが決定理由でした。

二つ目には、マスコミの司法に対する軽視があります。わかりやすくいえば、「どうせ最後には腰砕けになるだろう」という見方です。

しかし、今回の「申立て事件」は、その構成がこれまでと全く違っていました。以下のようにまとめられるでしょう。

- ① 2014年5月21日、福井地裁は、すでに「大飯原発運転差止め命令判決」を出していたこと。
- ② 申立て側（以下債権者）は、申立て理由で福井地裁判決を全面的に援用したこと。
- ③ 大飯原発はともかく、高浜原発3・4号機はすでに、規制委から、再稼働のための根幹法的要件である「原子炉設置変更許可」審査書案がでていたこと。

従って、大津地裁決定の時とは違って、債権者の権利侵害の危険性は現実的かつ緊急性が高くなっていたのです。

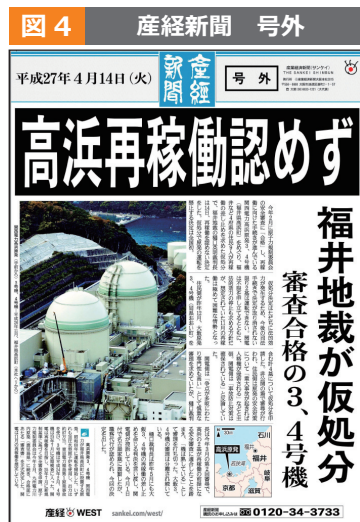
2015年3月11日、福井地裁は、大飯原発と高浜原発の分離審査を宣言、その上で高浜原発については、審尋を3月11日で打ち切り、決定を出す、決定日の5日前には決定日を通知する、一方で大飯原発については審査を継続する、次回審尋日は5月20日とする、と宣言しました。福井地裁が大飯原発と高浜原発を分離審査にして、その上で高浜原発の審尋を打ち切って決定を出す、と宣言した時、すでに「仮処分命令」決定は十分予測のついたことでした。すでに原子炉設置変更許可を得た高浜原発は、債権者らの権利侵害の危険は現実のものとなっており、債権保全の緊急性は高くなっていたからです。（詳しくは第126回広島2人デモチラシ『原発の息の根を止める歴史的宣言が、厳かに、今、日本から出されようとしている』参照）

マスコミは、知ってか知らずか、この申立て事件の歴史的意義を全く読者や視聴者に伝えませんでした。（私は、日本全国に反原発機運が再び高まることを恐れたため、と考えています）

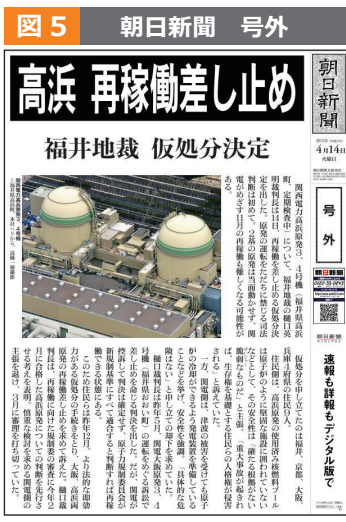
そして、運命の4月14日、果たして福井地裁は、高浜原発の運転差止め仮処分命令を決定しました。（樋口英明裁判長、原島麻由裁判官、三宅由子裁判官。福井地裁民事第2部。なお樋口裁判長は、4月1日付で名古屋家庭裁判所判事に異動させられていましたが、職務代行という形で本件事件を引き続き担当）

この決定を受けてマスコミは、一転この決定を大きく報道、図4から図7までをごろんのように、新聞は号外まで出す騒ぎ、NHKは福井地裁前から中継全国放送という騒ぎになりました。

しかし、**今回の決定は福井地裁の3人の裁判官が、日本国憲法を忠実に守った結果**なのだ、という今回決定の本質に触れた報道は1社もありませんでした。



【参照資料】
<http://www.sankei.com/module/edit/pdf/2015/04/20150414takahama.pdf>



【参照資料】
<http://www.asahi.com/extra/article/SDI201504142049.html>



【参照資料】
<http://www.fukuishimbun.co.jp/modules/news7/pdf/takahama.pdf>



【参照資料】
<http://ryukyushimpo.jp/news/story-d-241799-storytopic-1.html>

事態を無視・過小評価しようとする政府、電力業界、原発自治体、原子力規制委

次にこの決定に対する日本の原発推進勢力の反応を見ておきましょう。まず当事者である関電。表1-2は関電プレスリリースからの抜粋です。中で「**発電所の安全性が確保されていること**について、科学的・専門的知見に基づき具体的に主張・立証してきました。」と述べています。

果たしてそうか？一例を挙げましょう。

高浜原発の地震のクリフエッジ、973.5ガル（ガルは地震動を表現する数値単位）以上の地震動が襲った場合なにが起きるか、と問われた関電は、「重大事故に至る可能性を有する損傷が発生する」と答えざるをえませんでした。従って「高浜原発を973.5ガル以上の地震が襲うことなどは考えられない」と主張せざるをえませんでした。この主張が科学的かつ専門的知見からなされているかどうか、みなさんのご判断に任せます。

なお、日本で観測・記録された地震動で最大のものは、2008年6月14日に発生した「岩手・宮城内陸地震（マグニチュード7.2、最大震度6強）」の時に岩手県一関市厳美町祭時で観測された**4022ガル**でした。

また、2007年7月16日に発生した新潟中越沖地震（マグニチュード6.8最大震度6強）で、東電柏崎刈羽原発敷地内で観測された最大地震動は**1699ガル**（ただし解放基盤表面）でした。このため、敷地内では1.6mの段差が生じ、重要棟が歪んで、ホットラインのある部屋のドアが開けられなくなるほどでした。この時柏崎刈羽原発が、地震のために過酷事故を起こさなかったのは、幸運だった、という他はありません。

関西電力は、こうした**973.5ガル以上の地震が高浜原発を襲わないことを科学的に立証できていません**。また関電に限らず、このような立証は誰にもできることはありません。事実関係を冷静に、4022ガルなり1699ガルなりの地震動が襲ってくるものと想定して、それに備えることの方が、科学的思考というものでしょう。

なお関電は、今回の決定に不服で異議申し立てを当然のことながら行います。異議申し立ては、当面福井地裁に行いますが、当然却下されます。関電は今度は名古屋高裁に異議申し立てを行います。ここではどうなるかわかりません。というのは日本の司法制度は、上級審にいくごとに、司法の本来の役割を離れ、「権力の番犬」となる傾向が強いからです。現実にはその事例はいくつもあります。噂によれば、**関電は「名古屋高裁（この場合は金沢支部）に行けば、大丈夫だ（仮処分命令は取り消される）」**と豪語しているそうです。日本の裁判官は上級に行けば行くほど腐っていると考えておいた方がよさそうです。この時私たち名もなき市民の力量と見識、行動力が問われます。

福井地裁決定は、我々の仕事を妨げるものではない

原子力規制委員会の田中俊一委員長は、翌日4月15日の定例記者会見で、「**絶対安全ですとは申し上げませんということをやってきましたが、その意味が十分に（司法に）伝わらなかった**」と述べました（表1-1及び図8参照）

私は田中委員長の発言の真意がよく理解できません。原発苛酷事故は、ギリギリ突き詰めたところ、絶対安全なのか（**原発リスクゼロ論**）そうではないのか（**原発リスク論**）の究極的二者択一問題となります。現在の規制委は「**原発リスク論**」をとっているし、福井地裁判決は「**原発は万が一にも環境に放射能を放出するようなことがあってはならない**」と明確に「**原発リスクゼロ論**」をとっています。究極の選択です。

田中委員長の「**原発リスク論**」は、**原発推進の立場**で、環境に

図8 原発事故は不可避とする田中規制委員長



【参照資料】原子力規制委員会 定例記者会見 2015年4月15日
https://www.youtube.com/watch?v=kD6_tl8XKpY

表1-1 原子力規制委員会 田中俊一委員長
4月15日定例記者会見録 抜粋

- ・・・私は度々ここでも申し上げてきましたけれども、絶対安全ですとは申し上げませんということをやってきました。その意味が十分に御理解頂けなかったと感じています。
- ・・・絶対安全を求めると、結局事故は起こらないという安全神話に陥るということの反省からの、・・・常に安全を追求する姿勢を貫くということをやっている…そういった趣旨が、意味が御理解頂けなかったということは、極めて残念だというか、遺憾だと思います。
- ・・・規制庁の使命の第一としては、確かな規制を通して人と環境を守るのだということで、新しい規制基準も、それを具体化するために過酷事故防止とか過酷事故対策、それから、起こった場合の対策も含めて、そういった規制基準を設けて、要求してきているわけですね。そのことは、世界で比較しても、全体としては最も厳しいレベルにあるということは国際的にも認知されているのですけれども、・・・
- ・・・今回の仮処分の中身は、関西電力が高浜の原子力発電所3、4号機を運転してはいけないということだと理解してしまて、**我々の行政的ないろいろな手続とか仕事に差し障りがあると、それを妨げるものではないと認識しています。** ※赤字は当方による強調

【参照資料】<http://www.nsr.go.jp/data/000104036.pdf>

表1-2 関西電力 高浜発電所3、4号機運転差止仮処分の決定について コメント抜粋

福井地方裁判所において、平成26年12月5日に仮処分の申立てがなされて以降、当社は、申立ての却下を求めるとともに、審査会合の中でご説明してきた内容も含め、発電所の安全性が確保されていることについて、科学的・専門的知見に基づき具体的に主張・立証してきました。

【参照資料】関西電力プレスリリース 2015年4月14日
http://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2015/0414_1j.html

放射能を出すことがあるが、最低限にとどめるべく最大限の努力をするので容認して欲しい、と発展します。

一方福井地裁判決は、日本国憲法が保障する「人格権」擁護の立場から、「**原発リスクゼロ論**」を展開しています。よって立つ立場が違います。**相容れない究極の対立**です。つまり**真意が伝わっているから、人格権を原発推進の下位におくその立場と思想が批判されている**わけです。

「その真意が伝わらなかった」とするのは、福井地裁に対して「**原発推進の立場でものごとを考えてくれ**」といているに過ぎません。つまり、**よって立つ立場を日本国憲法から離れてくれ、といているに等しい**わけです。

私は、日本国憲法よりも原発推進の価値を上位におく田中氏の頑迷な思想が、この一言に現れているのだと思います。

夜郎自大な菅官房長官

図9 政府の方針に「影響はない」とする菅官房長官



【参照資料】内閣官房長官記者会見
2015年4月14日（火）午後
http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukan/press/201504/14_p.html

規制委員会は、起動前検査ならともかく、起動後検査もできません。

これは上級審で「仮処分命令」が取り消されるまで、あるいは取り消しが行われなければ永遠に有効です。これが全国原発で、これから一斉に、福井地裁判決や福井地裁決定を根拠に、行われます。それは「原発推進の政府方針に影響がない」どころではなく、大いに影響を与える決定のはずです。

「影響を与えない」とは菅氏の自信のほどを披瀝したものだと考えることができます。つまり、司法の決定などいつでもひっくり返せる、という自信を示したものだと考えられます。現実これまで日本の司法は、権力の婢でした。権力の頂点にいる菅氏はその状態が永遠に続くと感じているのです。しかし、福井地裁決定は、その**司法が三権分立を取り戻しつつある動きでもある**のです。背景には、**フクシマ事故を起こした一端の責任は司法にもある、という痛烈な自己批判**があります。

司法をいつまでも、自らの権力の婢にとどめておけると考える菅氏の自信は、実は夜郎自大な思い上がりなのです。

一方日本政府・安倍政権の菅官房長官は、14日午後の定例記者会見で、記者の質問に答えて、「**福井地裁決定で、原発推進の政府の方針に影響はない**」と答えました。（図9参照のこと）

しかし今回決定は、上級審で確定してはじめて原発稼働ができなくなる、という性質ではなく、仮処分命令は直ちに有効です。4月14日から、法律は高浜原発のいかなる稼働も禁止しています。原子力

原発自治体の反応

“原発自治体”という言葉は原発立地自治体という意味ではありません。“原発と運命を共にしよう”と強く決意している自治体のことを指します。お膝元、4選を果たしたばかりの西川一誠福井県知事は、「**これまで通り国や事業者の対応状況等を確認し、安全確保を最優先に慎重に対応していく**」（朝日新聞4月15日付34面）と福井地裁決定に動じた様子はありません。

地元高浜町の野瀬豊町長は、福井新聞（4月15日付け電子版）によれば、「**（福井地裁決定は）別な土俵の判断**」とコメントしたそうです。確かに福井地裁決定は、前述の通り「日本国憲法」という土俵での判断でした。野瀬氏の判断の土俵は奈辺にあるのでしょうか。同町議会の的場輝夫議長は、「規制委の審査合格がある中で、なぜこのような決定になるのか、わけがわからない」と困惑していると福井新聞は伝えています。もし本当にそうなら、“規制委の審査に合格した原発は安全である”と信じ切っていて**（あるいはそのフリをしている）**事態の把握ができていない、おメデタイ人物ということになります。

中で、新潟県の泉田裕彦知事は、新潟県のWebサイトにコメントを掲載し（表2）、「**原発の安全確保のためには、福島第一原発事故の検証・総括が不可欠です。それがなければ同じことを繰り返す恐れもあり、…事故の検証・総括がないまま策定された規制基準では安全確保はできません**」と述べており、現在の規制基準のあり方に大きな疑問を提出し、その点では福井地裁判決の鋭い規制委員会批判、規制基準批判と軌を一にした見解を明らかにしています。

またこの点では、「世界でもっとも厳しいレベルの、現在の規制基準は、フクシマ事故の検証・総括を踏まえたもの」とする田中原子力規制委員会委員長の認識と鋭い対立を見せています。

前米原子力規制委員長のグレゴリー・ヤツコ氏は、「**過酷事故時環境に放射能を出さない規制基準ができればベストだが、今は、世界中でそれができていない**」と広島を訪問したおり、私の質問に答えましたが、**過酷事故時、環境に一切放射能を出さない規制基準が、世界で最も厳しい基準**というべきなのでしょう。

図10 高浜町長 野瀬豊氏



【参照資料】福井新聞 2015年4月15日「高浜町長、地裁決定は「別の土俵」 従来姿勢に変わらない考え」
http://www.fukushima.co.jp/localnews/npp_restart/68838.html

【図10・図11】高浜原発仮処分決定を受け、原発推進の方針を発表する福井県知事・高浜町長。両者ともに憲法遵守、住民の安全第一の第一義的首長の責任からの発言ではなかった

図11 福井県 西川一誠知事



【参照資料】福井新聞 2015年4月14日午前7時20分「高浜再稼働は電源構成と並行し判断 福井県知事、既存原発の活用強調」
<http://www.fukushima.co.jp/localnews/politics/68752.html>

表2 新潟県 泉田裕彦知事 コメント抜粋

本日、福井地方裁判所が高浜原発3、4号機運転差止めの仮処分の申立てを認めました。

従前から申し上げており、原子力発電所の安全確保のためには、福島第一原子力発電所事故の検証・総括が不可欠です。それがなければ、同じことを繰り返す恐れもあり、原子力発電所の安全が確保できないものと考えています。事故の検証・総括がないまま策定された規制基準では安全確保はできません。

原子力規制委員会には、新規規制基準には問題があるとの指摘を踏まえ、地域の安全を如何に確保するかという組織の本来の目的を果たして、実効性のある対策をすみやかに構築していただきたいと思います。

【参照資料】新潟県 web サイト
<http://www.pref.niigata.lg.jp/genshiryoku/1356810312540.html>

2014年5月福井地裁判決の意義

今日のチラシの目的は、2015年4月14日の福井地裁が決定した、「関電高浜原発3・4号機運転差止め仮処分命令」（以下福井地裁決定）がもつ意味とその内容を、みなさんと共に深いところで理解し、情報共有しながら、これからの反・脱原発運動をさらに一歩も二歩も前進させようというところにあります。福井地裁決定は、その意味では、巨大な、しかし第一歩に過ぎないからです。福井地裁決定を理解するためには、決定が全面的に依拠する判決、2014年5月21日福井地裁が、関電大飯原発3・4号機に関して、運転差止めを命じた判決（以下福井地裁判決）の内容とその思想を理解しておく必要があります。

そこでおさらいにはなりますが、福井地裁判決をもう一度振り返っておきましょう。

福井地裁判決で原告団が、完全勝利に近い判決を勝ち取ったのは、樋口英明裁判長の卓見もさることながら、原告団・弁護団の主張の正当性・科学性・論理性のたまものという事が出来ます。その内容には、私たち反原発・脱原発市民も大いに学ぶ必要があります。同時にこうした内容で私たちが理論武装していけば、原発推進勢力は、私たちに対して「反原発勢力は情緒的・感情的・非科学的・非論理的」などという批判をぶつけられなくなることもまた確実です。日本の市民社会の「反原発文化」にとって貴重な「知的財産」だということです。

「はじめに」は日本が、福島原発事故で「広島・長崎」に続く2度目の放射能攻撃を受けた、という事実認識ではじまります。そして「放射能が、すべての生きとし生けるものに、深刻な被害をもたらすことは、もはやあまりにも明白である」とします。そして、**「生存を基礎とする人格権が…最高の価値をもつ…人格権は憲法上の権利（13条、25条）であり、人の生命を基礎とするものであるがゆえにこれを超える価値は他にはない」**とします。（表3の理由1.）

これが全ての出発点です。「原発はエネルギー問題」だとする原発推進の人たちの出発点とは大きく異なる出発点です。

そして、判断の基準を**「規制委の審査の適否の観点からではなく、人格権の擁護という観点から裁判所の判断が行われるべき」**と、明確に「人格権擁護」の判断基準を打ち立て、これまでの判断基準と明確な一線を画します。

そうすると、当然のことながら、「原発は万一の場合でも放射性物質の危険から国民の安全を守る万全の措置が執られていなくてはならない」と、原発に対して完全な「リスクゼロ」を求めることとなります。（原発リスクゼロ論）「原発リスクゼロ論」は「人格権擁護の思想」と分かちがたく結びついています。

この点が、「原発にリスクゼロはない」（原発リスク論）と放射線被曝を私たちに迫る原子力規制委員会と根本的に異なる点です。後は、原発に万が一の具体的危険があるのかないのか、の検討に入り、福井地裁判決では、具体的危険があり、と結論し、少なくとも大飯原発250km圏住民に関して、人格権侵害の恐れありと判断して、大飯原発の運転差止めを命ずることとなるのです。

表3 大飯原発3、4号機運転差止請求事件 判決要約抜粋

主文

1. 被告（関西電力）は、各原告（大飯原発から250km圏内に居住する166名）に対する関係で、大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。
2. 大飯原発から250km圏外に居住する23名の各原告の請求を棄却する。

理由

1 はじめに

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべき。当然の社会的要求であるとともに、生存を基礎とする**人格権**が公法、私法を問わず、すべての法分野において、**最高の価値を持つ**とされる以上、本件訴訟においても**よって立つべき解釈上の指針**である。

人格権は憲法上の権利（13条、25条）であり、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、これを超える価値を他に見出すことができない。したがって人格権侵害の恐れがある時には、侵害行為の差止めを請求できる。

3 本件原発（大飯原発）に求められるべき安全性

（1）原発に求められるべき安全性、信頼性は高度なものでなければならず、**万一の場合でも放射性物質の危険から国民を守る万全の措置がとられなければならない。**

原発は電気の生産を担うが、それは憲法上は**経済活動の自由（憲法22条1項）に属すに過ぎず、人格権より劣位**におかれる。かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるれば、その差止めが認められるのは当然である。本件訴訟においてはかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきである。**福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい**と考えられる。

（2）現在原子力規制委員会の規制基準適合性審査が行われているが、審査の適否の観点からではなく、人格権の擁護という観点から裁判所の判断が行われるべきである。

7 被告のその余の主張について

被告は本件原発の稼働が、電力供給の安定性、コストの低減になると主張するが、人の生存に関わる権利と電気代の高い低い問題を同列におくような議論には与しない。またその議論の当否を判断すること自体法的には許されない。**「このコストの問題に関連して国富の流失や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字がでるとしても、これを国富の流失や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが、国富の喪失であると当裁判所は考えている」**

また被告は原発がCO2削減に大きく貢献すると主張するが、**苛酷事故がおこればその環境汚染が凄まじいのであって、福島原発事故が日本最大の公害、環境汚染であることを考えると、環境問題を原発運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。**

【資料出典】「大飯原発3、4号機運転差止請求事件判決要旨」（2014年5月21日福井地裁）
<http://adieunpp.com/download&lnk/140521judgesumm.pdf>

平成 26 年 (3) 第 31 号 高浜原発 3, 4 号機運転差止仮処分申立事件

主 文

- 1 債権者は、福井県大飯高浜町田ノ浦 1 において、高浜発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない。
- 2 申立費用は債務者の負担とする。

理由の要旨

1 基準地震動である 700 ガルを超える地震について

基準地震動は原発に到来することが想定できる最大の地震動であり、基準地震動を適切に策定することは、原発の耐震安全性確保の基礎であり、基準地震動を超える地震はあってはならないはずである。

しかし、全国で 20 カ所にも満たない原発のうち 4 つの原発に 5 回にわたり想定した地震動を超える地震が平成 17 年 (2005 年) 以後 10 年足らずの間に到来している。本件原発の地震想定が基本的には上記 4 つの原発におけるのと同様、過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手法に基づいてなされ、活断層の評価方法にも大きな違いがないにもかかわらず債務者 (関西電力) の本件原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見いだせない。

加えて、活断層の状況から地震動の強さを推定する方式の提言者である入倉孝次郎教授は、新聞記者の取材に応じて、「基準地震動は計算で出た一番大きな揺れの値のように思われることがあるが、そうではない。」「私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違っていることもある。」と答えている。地震の平均像を基礎として万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を策定することに合理性は見出し難いから、基準地震動はその実績のみならず理論面でも信頼性を失っていることになる。

基準地震動を超える地震が到来すれば、施設が破損するおそれがあり、その場合、事態の把握の困難性や時間的な制約の下、収束を図るには多くの困難が伴い、炉心損傷に至る危険が認められる。

2 基準地震動である 700 ガル未満の地震について

本件原発の運転開始時の基準地震動は 370 ガルであったところ、安全余裕があるとの理由で根本的な耐震補強工事がなされることがないまま、550 ガルに引き上げられ、更に新規制基準の実施を機に 700 ガルにまで引き上げられた。原発の耐震安全性確保の基礎となるべき基準地震動の数値だけを引き上げるという対応は社会的に許容できることではないし、債務者 (関西電力) のいう安全設計思想と相いれないものと思われる。

基準地震動である 700 ガルを下回る地震によって外部電源が断たれ、かつ主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがあることは債務者 (関西電力) においてこれを自認しているところである。外部電源と主給水によって冷却機能を維持するのが原子炉の本来の姿である。安全確保の上で不可欠な役割を第 1 次的に担う設備はこれを安全上重要な設備であるとして、その役割にふさわしい耐震性を求めるのが健全な社会通念であると考えられる。このような設備を安全上重要な設備でないとする債務者 (関西電力) の主張は理解に苦しむ。債務者 (関西電力) は本件原発の安全設備は多重防護の考えに基づき安全性を確保する設計となっていると主張しているところ、多重防護とは堅固な第 1 陣が突破されたとしてもなお第 2 陣、第 3 陣が控えているという備えの在り方を指すと解されるのであって、第 1 陣の備えが貧弱なため、いきなり背水の陣となるような備えの在り方は多重防護の意義からはずれるものと思われる。

基準地震動である 700 ガル未満の地震によっても冷却機能喪失による炉心損傷に至る危険が認められる。

3 冷却機能の維持についての小括

日本列島は四つのプレートの境目に位置しており、全世界の地震の 1 割が我が国の国土で発生し、日本国内に地震の空白地帯は存在しない。債務者 (関西電力) は基準地震動を超える地震が到来してしまった他の原発敷地についての地域的特性や高浜原発との地域差を強調し

た他の原発敷地についての地域的特性や高浜原発との地域差を強調しているが、これらはそれ自体確たるものではないし、我が国全体が置かれている上記のような厳然たる事実の前では大きな意味を持つこともないと考えられる。各地の原発敷地外に幾たびか到来した激しい地震や各地の原発敷地に 5 回にわたり到来した基準地震動を超える地震が高浜原発には到来しないというのは根拠に乏しい楽観的見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るというのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険である。

4 使用済み核燃料について

使用済み核燃料は我が国の存続に関わるほどの被害を及ぼす可能性があるのに、格納容器のような堅固な施設によって閉じ込められていない。使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要するということに加え、国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない。また、使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性も B クラスである。

5 被保全債権について

本件原発の脆弱性は、①基準地震動の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する、②外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性を S クラスにする、③使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む、④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性を S クラスにするという各方針がとられることによってしか解消できない。また、地震の際の事態の把握の困難性は使用済み核燃料プールに係る計測装置が S クラスであることの必要性を基礎付けるものであるし、中央制御室へ放射性物質が及び危険性は耐震性及び放射性物質に対する防御機能が低い免震重要棟の設置の必要性を裏付けるものといえるのに、原子力規制委員会が策定した新規制基準は上記のいずれの点についても規制の対象としていない。免震重要棟についてはその設置が予定されてはいるものの、猶予期間が設けられているところ、地震が人間の計画、意図とは全く無関係に起こるものである以上、かような規制方法に合理性がないことは自明である。

原子力規制委員会が設置変更許可をするためには、申請に係る原子炉施設が新規制基準に適合するとの専門技術的な見地からする合理的な審査を経なければならないし、新規制基準自体も合理的なものでなければならないが、その趣旨は、当該原子炉施設の周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼす等の深刻な災害が万が一にも起こらないようにするため、原発設備の安全性につき十分な審査を行わせることにある (最高裁判所平成 4 年 (1992 年) 10 月 29 日第一小法廷判決、伊方最高裁 判決)。そうすると、新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべきことになる。しかるに、新規制基準は上記のとおり、緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく住民らが人格権を侵害される具体的危険性即ち被保全債権の存在が認められる。

6 保全の必要性について

本件原発の事故によって債権者 (半径 250km 圏住民) らは取り返しのつかない損害を被るおそれが生じることになり、本案訴訟の結論を待つ余裕がなく、また、原子力規制委員会の設置変更許可がなされた現時点においては、保全の必要性も認められる。

大甘の基準地震動設定

こうして高浜原発3・4号機の具体的な危険性の検討に入っていますが、2015年4月14日の福井地裁決定の要旨全文は、6頁表4に掲載していますので、詳しくはそれを見ていただくと、ここではポイントだけを押さえていくことにします。福井地裁決定で最大の問題としているのは、基準地震動の設定です。決定の理由本文（以下本文）は次のようにいいます。

「債務者（関西電力）は、高浜原発の周辺の活断層の調査結果に基づき…最大のガル数が700であり、700ガルを超える地震が到来することはないと主張する。

確かに、基準地震動は当該原発に到来することができる最大の地震動とされ…基準地震動を超える地震はあつてはならないはずである」

高浜原発の基準地震動は700ガル、これを超える地震は来ないはずですが、現実には2005年（平成17年）、2007年3月（平成19年）、同じく7月、そして2011年（平成23年）3月11日と、ここの10年間の間に5回も基準地震動を超える地震が、女川原発、志賀原発、柏崎刈羽原発、福島第一原発、そして再び女川原発と5回も襲っている、であるならば、基準地震動の決め方がおかしいのだ、と本文は述べています。（表5参照）

関西電力は、他と違って高浜原発は地質構造などが違うので、700ガル以上の地震はこない、とまるで神様みたいなことをいいますが、そのことを科学的に立証できていません。そんなことは誰にも立証できないのです。地震学は科学としてそこまで発達していません。

それでは、700ガルの基準地震動を、規制委員会はなぜ適切な値として認め、原子炉設置変更許可を出したのか。それは、規制基準の基準地震動の決め方が大甘だからだ、と本文は述べます。

なぜ大甘になるのか？規制基準は、震源を特定せず今後起こる地震を想定して基準地震動を決めていますが、それを決める際、参照する過去の地震は表6の通り、16例しかありません。現実の地震に対応して基準地震動を決めるのに際し、参照例が16例ではあまりに少なすぎます。しかもここで選択した地震規模はマグニチュードで5から6.9の規模でしかありません。

南海トラフで発生する地震の規模はマグニチュード9.0です。これは全く考慮の外に置かれています。しかも前述岩手・宮城内陸地震で発生した地震動4022ガルは最初から考慮の外に置かれています。マグニチュード7.0を超える地震などは、世界中でみればしょっちゅう発生しています。つまり最初から、参照する地震は平均的な大規模地震で、巨大地震などは除外しているのです。これを、参照して基準地震動を決める限り、現実には発生する地震に対して大甘にならざるをえません。こうした決め方が、表5となって現れているわけです。

「本件原発の基準地震動の信頼性は薄い」（本文30頁から31頁）と福井地裁は結論しています。

表 5 高浜原発 3・4 号機運転差止仮処分

（10）日本の原発に基準地震動 S 1，基準地震動 S 2，基準地震動 S s を上回る地震が到来した事例

現在までに日本の原発に基準地震動 S 1，基準地震動 S 2，基準地震動 S s を超える地震動が到来した事例として、以下の 5 例（以下、これらを併せて「本件 5 例」という。）がある。

平成 17 年 8 月 16 日宮城県沖地震 ①女川原発

① 平成 17 年 8 月 16 日に宮城県沖で地震が発生したところ、この際、東北電力株式会社女川原子力発電所（以下「女川原発」という。）において観測された地震動のはざとり波（観測された地震動を基準地震動と比較するために解析作業を経て評価された地震動）の応答スペクトル（地震動がいろいろな固有周期を持つ構造物に対してそれぞれどの程度の大きさの揺れ（応答）を生じさせるかを、縦軸に加速度や速度等の最大応答値、横軸に固有周期をとって描いたもの）は、女川原発の基準地震動 S 2 の応答スペクトルを上回った。

平成 19 年 3 月 25 日能登半島地震 ②志賀原発

② 平成 19 年 3 月 25 日に能登半島地震が発生したところ、この際、北陸電力株式会社志賀原子力発電所 1 号機及び 2 号機（以下、これらを併せて「志賀原発」という。）において観測された地震動のはざとり波の応答スペクトルの一部が志賀原発の基準地震動 S 2 を超過した。

平成 19 年 7 月 16 日新潟県中越沖地震 ③柏崎刈羽原発

③ 平成 19 年 7 月 16 日に新潟県中越沖地震が発生したところ、この際、東京電力柏崎刈羽原子力発電所（以下「柏崎刈羽原発」という。）において観測された記録に基づいて推定された地震動が、柏崎刈羽原発の 1 号機ないし 7 号機に係る基準地震動 S 2 を 1.2 倍から 3.8 倍上回ると評価された。

平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震

④福島第一原発 ⑤女川原発

平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生し、これにより、④福島第一原発及び⑤女川原発に、基準地震動 S s を超えると評価される地震動が到来した。

※赤字は当方による見出し

【資料参照】大飯原発 3・4 号機及び高浜原発 3・4 号機運転差止仮処分命令申立事件「決定文」15-16 頁
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/038/085038_hanrei.pdf

表 6 収集対象となる内陸地盤内の地震の例

No.	地震名	日時	規模
1	2008 年岩手・宮城内陸地震	2008/06/14, 08:43	Mw6.9
2	2000 年鳥取県西部地震	2000/10/06, 13:30	Mw6.6
3	2011 年長野県北部地震	2011/03/12, 03:59	Mw6.2
4	1997 年 3 月鹿児島県北西部地震	1997/03/26, 17:31	Mw6.1
5	2003 年宮城県北部地震	2003/07/26, 07:13	Mw6.1
6	1996 年宮城県北部（鬼首）地震	1996/08/11, 03:12	Mw6.0
7	1997 年 5 月鹿児島県北西部地震	1997/05/13, 14:38	Mw6.0
8	1998 年岩手県内陸北部地震	1998/09/03, 16:58	Mw5.9
9	2011 年静岡県東部地震	2011/03/15, 22:31	Mw5.9
10	1997 年山口県北部地震	1997/06/25, 16:23	Mw5.8
11	2011 年茨城県北部地震	2011/03/19, 18:56	Mw5.8
12	2013 年栃木県北部地震	2013/02/25, 16:23	Mw5.8
13	2004 年北海道留芽支庁南部地震	2004/12/14, 14:56	Mw5.7
14	2005 年福岡県西方沖地震の最大余震	2005/04/20, 06:11	Mw5.4
15	2012 年茨城県北部地震	2012/03/10, 02:25	Mw5.2
16	2011 年和歌山県北部地震	2011/07/05, 19:18	Mw5.0

【資料参照】福井から原発を止める裁判の会
大飯原発 3・4 号機及び高浜原発 3・4 号機運転差止仮処分命令申立事件「決定文」65 頁表 -1
<http://adieunpp.com/karisasitome/150414decision.pdf>

関西電力、電力業界、原発産業の詐術

そればかりではありません。もともと信頼性の薄い基準地震動ですが、設定した基準地震動に対応した耐震補強工事を本当に実施しているのか、という問題があります。

「クリフエッジ」という考え方があります。地震や津波などで原発の状況が急変する境目のポイントを指します。いわば重大事故発生の崖っぷち、というわけです。

表 8 で地震に例をとると、高浜原発の場合、基準地震動を 550 ガルに設定すると、地震のクリフエッジは、表にあるように 973.5 ガルとなります。基準地震動とクリフエッジの差は、余裕ということになります。「耐震裕度」と呼ばれています。

よく電力業界が、地元自治体に、「安全性については、十分な余裕を見て設計されていますので、絶対安全です」と説明する時の「余裕」がこの耐震裕度です。

基準地震動を 550 ガルとした時の、クリフエッジが 973.5 ガルならば、その耐震裕度は 1.77 倍ということになります。

しからば、クリフエッジを超える地震動が高浜原発を襲ったらどうなるか？高浜原発は重大事故に発展する損傷を受けることになります。このことは関電が自ら提出した準備書面で認めているところです。またそうでなければクリフエッジの意味はありません。

基準地震動数値だけ上げて耐震補強工事はしない

関電は、これまでフクシマ事故前の旧原子力安全委員会時代、耐震設計審査指針(旧指針)での基準地震動は 370 ガル(S2)でした。この時、地震クリフエッジは 973.5 ガルでした。2006 年当時の原子力規制行政機関、旧原子力安全・保安院は審査指針を改定し、それまでの S1、S2 と呼ばれた基準地震動の概念を Ss に改めました。そしてこの時、**関電は高浜原発の基準地震動を 370 ガルから 500 ガル(Ss)に引き上げました。370 ガルの時のクリフエッジは 973.5 ガルでした。耐震裕度は 2.63 倍**です。それを 500 ガルに引き上げたのですから、それに対応した耐震補強工事を行って、**2.63 倍の裕度を維持し、クリフエッジを 1315 ガルにした、と誰しも思います。**実際この時、関電は地元、高浜町に対して「**基準地震動を 500 ガルに引き上げたので安全性が増した**」と宣伝していたのです。**実際には耐震補強工事は行わず、クリフエッジは 973.5 ガルのままでした。**宣伝のように安全性が増したわけではありません。単に耐震裕度の幅を縮めて 2.63 倍から 1.77 倍にただけです。

また今回の規制基準適合性審査で、関電は基準地震動 (Ss) を 700 ガルに引き上げることに同意しました。この引き上げに関して、耐震裕度 1.77 倍に対応する耐震補強工事を実施するのかどうか、福井地裁は注意深く審尋を行った結果、それに対応する耐震補強工事は行わないことが判明したのです。以下本文から引用します。

「審尋の全趣旨によると、…安全余裕があるとの理由で根本的な耐震補強工事がなされないまま、550 ガルに引き上げられ、また 700 ガルにまで引き上げられた」

「かような手法は、実際上は安全裕度を吐き出しているだけにもかかわらず、債務者(関電)は耐震安全性が高まったかのような言動をとっているとして、債権者らはこれを詐欺に等しいと評している」

クリフエッジとは… 原発プラント状況が急変する地震、津波などの負荷のレベル。限界点。崖っぷち。

表 7 耐震裕度を吐き出したに過ぎない高浜原発基準地震動引き上げ

	基準地震動	クリフエッジ	耐震裕度
旧指針	370 ガル	973.5 ガル	2.63 倍
新指針	550 ガル	973.5 ガル	1.77 倍
許可時	700 ガル	973.5 ガル	1.39 倍

※関電は高浜原発の基準地震動を上げただけでそれに見合う耐震補強工事を実施していない。もし、耐震補強工事を実施し、耐震裕度を 2.63 倍と固定すると、550 ガルのクリフエッジは、1315 ガル、700 ガルの場合は 1841 ガルとなる。

【参照資料】福井地裁仮処分命令決定文書 34 頁の記述から演繹して作成。

表 8 大飯原発・高浜原発のクリフエッジ

(関西電力カストレストの結果に基づく)		
	大飯原発	高浜原発
基準地震動	700 ガル	550 ガル
最大裕度	1.80 倍	1.77 倍
地震クリフエッジ	1260 ガル	973.5 ガル
津波クリフエッジ	高さ 11.4m	高さ 10.8m
*クリフエッジ：原発のプラントが急変する地震、津波などの負荷レベル。プラントの機能が維持できなくなる限界値		
*なお福井地裁は、2015 年 1 月 28 日の第 1 回審尋で「基準地震動を 550 ガルから 700 ガル（高浜原発の例、大飯原発も同様）に引き上げた場合、クリフエッジが動くのかどうか」とする質問を双方に提出している。		
*規制委審査会で、関電が合意した基準地震動は大飯で 856 ガル、高浜で 700 ガルである。		

【参照資料】「仮処分申立書」17 頁及び「第 1 準備書面」2 頁から 5 頁

「たとえば、エレベーターや貨物自動車の重量制限が安全余裕があるとの理由で後に引き上げられるようなことは社会的に許容できることではない」

「2 度に渡る基準地震動の引き上げの結果、まさに安全余裕を吐き出す形でクリフエッジ 973.5 ガルは基準地震動の 1.5 倍にも満たないことになった」(同 33 頁から 34 頁)

福井地裁の指摘を、表にすると表 7 のようになります。370 ガルの時の耐震裕度は 2.63 倍だったのが、2 度の引き上げで、700 ガル時には 1.39 倍になったのです。

安全余裕があるからという理由で、たとえば、トラックの積載制限の表示を、何らの積載重量対策をほどこさないまま、2 トンから 2.5 トンに変更すれば、これは不当表示と呼ばれるでしょう。まさに関電は、**クリフエッジの変更をおこなわないまま、基準地震動を引き上げるという不当表示(詐欺行為)**を、現に行っているのです。これが今回審尋で、改めて明らかになった事実でした。

電力業界はまことに不思議な業界です。このような一般世間では到底容認できないような、操作や詭弁が平気でまかり通るのです。それを規制すべき原子力規制委員会もとがめ立てした形跡ありません。700 ガルに対応した耐震設計であれば、問題なしとしているのです。ならば、おそらくは他の原発でも、この不当表示が平気で行われていることでしょう。

使用済み核燃料の脆弱性・危険性

続いて福井地裁決定の矛先は、使用済み核燃料プールの脆弱性・危険性へと向かいます。決定理由本文を引用します。

「原子力発電所は、いったん内部で事故があったとしても放射性物質が原子力発電所敷地外部に出ることのないようにする必要があることから、その構造は堅固なものでなければならない。そのため、本件原発においても核燃料部分は堅固な構造をもつ原子炉格納容器の中に存する」

ここで指摘されているとおり、だから原子力業界も、ペレット、燃料被覆管、原子炉压力容器、格納容器、原子炉建屋を称して『5重の壁』と豪語するのです。 (図15及び表9参照のこと。なお高浜原発は3・4号機ともプルサーマル炉である。プルサーマル炉で使用するMOX燃料ペレットの溶解点は2800℃よりも70～80℃ほど低い)

ところが、
「使用済み核燃料は本件原発においては原子炉格納容器の外の建屋内の使用済み核燃料プールと呼ばれる水槽内に多量に置かれており、使用済み核燃料プールから放射性物質が漏れたときこれが原子力発電所敷地外部に放出されることを防御する原子炉格納容器のような堅固な設備は存在しない」 (図14)

これは門外漢の私ですら、素朴に感ずる疑問でもあります。核燃料は、常に5重の壁に防護されていなければならないのではないのか？『5重の壁』は使用済み核燃料にあっては適用外なのか、原子炉内は核分裂の連鎖反応があるからなのか、それとも使用済み核燃料は、より危険性が小さいのか、と。

「使用済み核燃料は、原子炉から取り出された後の核燃料であるが、なお崩壊熱を発生続けているので、水と電気で冷却を継続しなければならないところ、その危険性はきわめて高い」

「債務者は、原子炉格納容器の中の炉心部分は高温、高圧の一次冷却水で満たされており、仮に配管等の破損により一次冷却水の喪失が発生した場合には放射性物質が放出されるおそれがあるのに対し、使用済み核燃料は通常40度以下に保たれた水により冠水状態で貯蔵されているので冠水状態を保てばよいだけであるから堅固な施設で囲い込む必要はないとする」

しかしー。

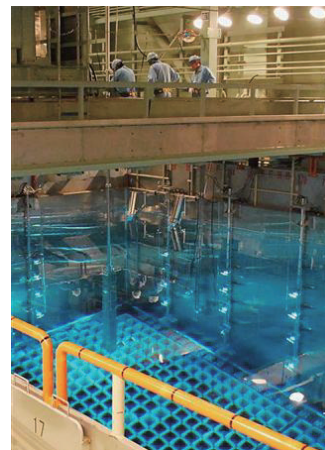
「使用済み核燃料においても破損により冷却水が失われれば債務者のいう冠水状態が保てなくなるのであり、その場合の危険性は原子炉格納容器の一次冷却水の配管破断の場合と大きな違いはない。むしろ、使用済み核燃料は原子炉内の核燃料よりも核分裂生成物(いわゆる死の灰)をはるかに多く含み、はるかに危険であるともいえる」 (本文39頁-40頁)

「福島原発事故において原子炉格納容器のような堅固な施設に囲まれていなかったにもかかわらず4号機の使用済み核燃料プールが建屋内の水素爆発に耐えて破断等による冷却水喪失に至らなかったこと、あるいは瓦礫がなだれ込むなどによって使用済み核燃料が大きな損傷を被ることがなかったことは誠に幸運と言うしかない。使用済み核燃料も原子炉格納容器の中の炉心部分と同様に外部からの不測の事態に対して堅固な施設によって防御を固められる必要がある」 (同41頁)

ここで福井地裁決定が指摘している点に新味はありません。これまででも繰り返し指摘されていたところです。また、多くの人の素朴な実感でもあります。ただ、その実感を率直に、司法が指摘したところに大きな意味があります。

福井地裁決定は、「使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な施設設備を設けるためには膨大な費用を要するということに加え、国民の安全が何よりも最優先されるべきだとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない」 (表10)と指摘し、この項を結んでいます。まことに同感です。

図14 高浜原発の核燃料貯蔵プール



【参照資料】47news「関電高浜原発が作業公開 MOX燃料を貯蔵プールへ」2010/07/06 16:44 【共同通信】より引用

図15 MOX 核燃料

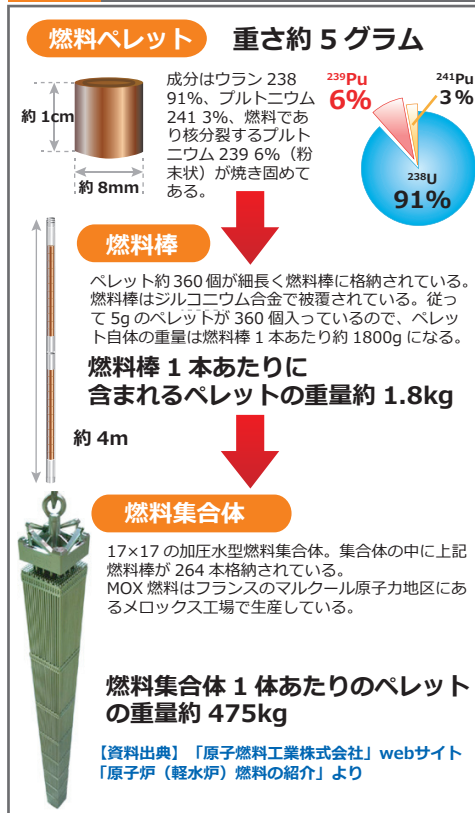


表9	溶解温度
ペレット	2800度
被覆管ジルコニウム	1800度
压力容器	1500度
格納容器	1500度
原子炉建屋	1300度

表10 使用済み核燃料の危険 小括

使用済み核燃料は本件原発の稼働によって日々生み出されていくものであるところ、使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要するということに加え、国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない。

【参照資料】高浜原発3・4号機運転差し止め仮処分の申し立て「決定本文」43頁 http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/038/085038_hanrei.pdf

規制委の規制基準に対する鋭い批判

こうした一連の福井地裁決定は、赴くところ、危険な高浜原発の審査に対して、審査合格の根幹部分をなす「原子炉設置変更許可」を与えた、原子力規制委員会とそれを正当化・合理化する新規制基準への批判へと向かわざるをえません。

「本件原発の安全施設、安全技術には多方面にわたる脆弱性があるといえる。そして、この脆弱性は、①基準地震動の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する、②外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにする、③使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む、④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性をSクラスにする、という各方策がとられることによってしか解消できない」(本文 44 頁また表 12 参照)

また、

「中央制御室へ放射性物質が及ぶ危険性は耐震性及び放射性物質に対する防御機能が高い免震重要棟の設置の必要性を裏付けるものといえるのに、これらのいずれの対策もとられていない」

対策がとられていないどころか、規制委は、免震重要棟の猶予期間を設け、代替え指揮所の設置すら認めるところまで妥協、墮ちてしまっているのです。福井地裁は、今回審尋の際、関電に対して免震重要棟建設計画の有無を執拗に尋ねましたが、明らかになったことは、確たる建設計画すら存在していない、という事実でした。

「原子力規制委員会は、これらの各問題について適切に対処し本件原発の安全性を確保する役割を果たすことが求められているが(設置法 1 条、3 条、4 条)、原子力規制委員会が策定した新規制基準は上記のいずれの点についても規制の対象としていない。免震重要棟についてはその設置が予定されてはいるものの、猶予期間が事実上設けられているところ、**地震が人間の計画、意図とは全く無関係に起こるものである以上、かような規制方法に合理性がないことは自明である。**そのため、本件原発の危険性は、原子炉設置変更許可がなされた現在に至るも改善されていない。」

そうして、住民に深刻な影響を及ぼす災害が万が一にも起こってはならないとする伊方最高裁判決(表 15)を引用しながら、

「そうすると、新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべきことになる。**しかるに、新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない**」と規制委と規制基準を厳しく批判します。

憲法によって立つ観点からも、1992 年(平成 4 年)の伊方最高裁判決の立場に立つても、日本の法体系は、**原発過酷事故で住民が放射線被曝をしたり、避難したりするような事態は万が一にもあってはならない、**としているのです。

「原発リスク論」を振りかざし、万が一の場合には、国民に一定程度の放射線被曝を強要し、あまつさえ避難を義務づける原子力規制委の立場とは、全く妥協の余地なく対立しています。

福井地裁が高浜原発の再稼働禁止の仮処分命令を出したことは、当然すぎるほど当然なことです。

表 11 基準地震動について 決定文 38-39 頁 (4) 小括

日本列島は太平洋プレート、オホーツクプレート、ユーラシアプレート及びフィリピンプレートの4つのプレートの境目に位置しており、全世界の地震の1割が狭い我が国の国土で発生する。1991年から2010年までに発生したマグニチュード4以上、深さ100キロメートル以下の地震を世界地図に点描すると、日本列島の形さえ覆い隠されてしまうほどであり、日本国内に地震の空白地帯は存在しないことが認められる。債務者は前記岩手・宮城内陸地震の発生地域や基準地震動を超える地震が到来してしまった原発敷地には固有の地域の特徴があるとし、高浜原発との地域差があることを強調しているが、これらの主張の根拠はそれ自体確たるものではないし、我が国全体が置かれている上に述べた厳然たる事実の前では大きな意味を持つことはないと考えられる。各地の原発敷地外に幾たびか到来した激しい地震や各地の原発敷地に5回にわたり到来した基準地震動を超える地震が高浜原発には到来しないというのは根拠に乏しい楽観的見通しにしかすぎないといえる。さらに、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るというのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的といわざるを得ない。

【資料参照】「決定文」38-39 頁
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/038/085038_hanrei.pdf

表 12 高浜原発の脆弱性

- ①基準地震動の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する、
 - ②外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにする、
 - ③使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む、
 - ④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性をSクラスにする
- という各方策がとられることによってしか解消できない

【資料参照】高浜原発 3.4 号機運転差し止め仮処分の申し立て「決定本文」43 頁
<http://adieunpp.com/karisasitome/150414decision.pdf>

表 14 決定文 4 本件原発の現在の安全性(被保全債権の存在) 抜粋

…新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべきことになる。しかるに、新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。原子力規制委員会委員長の「基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない。」という川内原発に関する発言は、安全に向けてでき得る限りの厳格な基準を定めたがそれでも残余の危険が否定できないという意味と解することはできない。同発言は、文字どおり基準に適合しても安全性が確保されているわけではないことを認めたにほかならないと解される。新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく、債権者らの人格権侵害の具体的危険性が肯定できるということになる。…

【資料参照】高浜原発 3.4 号機運転差し止め仮処分の申し立て「決定本文」44 頁
<http://adieunpp.com/karisasitome/150414decision.pdf>

表 15 伊方最高裁判決 主旨

原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼす等の深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、このような災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、十分な審査を行わせることにある(最高裁判所平成 4 年 10 月 29 日第一小法廷判決(民集 46 巻 7 号 1174 頁、伊方最高裁判決)参照)。

【資料参照】高浜原発 3.4 号機運転差し止め仮処分の申し立て「決定本文」45 頁
<http://adieunpp.com/karisasitome/150414decision.pdf>

原子力規制委員会
委員長 田中 俊一 様
原子力規制庁
長官 池田 克彦 様

高浜原発 3・4 号機の運転差止決定を受け 基準適合性審査等の中止を求める緊急申入書

2015 年（平成 27 年）4 月 15 日

大阪・高浜原発運転差止仮処分申立人代表

今大地 晴美

大阪・高浜原発運転差止仮処分弁護団共同代表

河合弘之・海渡雄一

第 1 申し入れの趣旨

- 貴委員会は、昨日発令された高浜原子力発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉について、運転の差止めを命じる仮処分決定において、貴委員会の策定した新規制基準が多くの点において合理性を欠くと指摘されたことを厳粛に受け止め、高浜原子力発電所 3 号機及び 4 号機に関する基準適合性審査の後続手続きを直ちに中止するよう求める。
- 貴委員会は、昨日発令された高浜原子力発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉について、運転の差止めを命じる仮処分決定において、貴委員会の策定した新規制基準が多くの点において合理性を欠くと指摘されたことを厳粛に受け止め、すべての原発の基準適合性審査及び後続手続きを直ちに中止するよう強く求める。

第 2 申し入れの理由

1 本決定の概要

福井地方裁判所は、平成 27 年 4 月 14 日、関西電力株式会社に対し、高浜原子力発電所 3 号機及び 4 号機（以下「高浜原発」という。）の原子炉について、運転の差止めを命じる仮処分決定を発令した（以下「本決定」という）。

本決定は、原子力発電所の本質的な危険性を認定し、この地震大国日本において、基準地震動を超える地震が高浜原発に到来しないというのは根拠に乏しい楽観的見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得ること、使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備が設けられていないこと、使用済み核燃料プールの給水設備及び計測装置の耐震性が S クラスにされていないこと、免震重要棟が設置されていないことなどから、高浜原発の運転によって直接的に住民の人権が侵害される具体的な危険性があると判断した。

2 基準地震動の策定方法の誤り

本決定は、活断層の状況から地震動の強さを推定する方式の提言者である入倉孝次郎教授が「基準地震動は計算で出た一番大きな揺れの値であるように思われることもあるが、そうではない。」「私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違っていることもある。」と答えていることを指摘し、「万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を地震の平均像を基に策定することに合理性は見出し難いから、基準地震動はその実績のみならず理論面でも信頼性を失っていることになる。」と断じている。

このような判示は、我々が、全国の原発訴訟において軌を一にして主張してきた基準地震動の策定手法に関する規制基準の根本的な誤りを裁判所が認めたものにほかならない。

3 新規制基準が合理性を欠く点

そして、本決定は、新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても原発の安全性は確保されない、新規制基準は合理性を欠く、と明確に述べている。そして、新規制基準が合理性を欠く点を次の 6 点に渡って指摘した。

高浜原発「の脆弱性は、①基準地震動の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する、②外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性を S クラスにする、③使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む、④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性を S クラスにするという各方策がとられることによってしか解消できない。」

また、事故時の「事態の把握の困難性は使用済み核燃料プールに係る計測装置が S クラスであることの必要性を基礎付けるものであるし、中央制御室へ放射性物質が及ぶ危険性は耐震性及び放射性物質に対する防御機能が高い免震重要棟の設置の必要性を裏付けるものといえるのに、これらのいずれの対策もとられていない。」

「原子力規制委員会が策定した新規制基準は上記のいずれの点についても規制の対象としていない。免震重要棟についてはその設置が予定されてはいるものの、猶予期間が設けられているところ、地震が人間の計画、意図とは全く無関係に起こるものである以上、かような規制方法に合理性がないことは自明である。」と指摘する。

本決定は、貴委員会が、これらの各問題について適切に対処し、原発の安全性を確保する役割を果たすことが求められているが、新規制基準はいずれの点についても規制の対象としておらず、貴委員会が求められる役割を果たしていないことを指摘している。

4 伊方最高裁判決の枠組みに沿う決定

本決定は、伊方最高裁判決の枠組みのもとで、自らの判断を基礎付けており、この点でも、他の原発訴訟に大きな影響を及ぼす可能性がある。

すなわち、本決定は、改正原子炉規制法の「設置変更許可をするためには、申請に係る原子炉施設が新規制基準に適合するとの専門技術的な見地からする合理的な審査を経なければならないし、新規制基準自体も合理的なものでなければならないが、その趣旨は、当該原子炉施設の従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼす等の深刻な災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、十分な審査を行わせることにある（最高裁判所 1992 年 10 月 29 日第一小法廷判決（伊方最高裁判決）参照）」とし、この決定が伊方最高裁判決の枠組みのもとに位置づけられることを明確にしている。

5 新規制基準に求められるべき合理性

その上で、「新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべきことになる。しかるに、新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。原子力規制委員会委員長の『基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない。』という川内原発に関しての発言は、安全に向けてでき得る限りの厳格な基準を定めたがそれでも残余の危険が否定できないという意味と解することはできない。同発言は、文字どおり基準に適合しても安全性が確保されているわけではないことを認めたにほかならないと解される。新規制基準は合理性を欠くものである。」と結論づけているのである。

6 規制委員会は司法の良識の前に基準適合性審査及び後続手続きを直ちに中止すべきである

以上のとおり指摘した本決定の判示からすれば、本決定は、関西電力だけでなく、貴委員会にこそ向けられたものである。

よって、貴委員会は、本決定において、貴委員会の策定した新規制基準が多くの点においての合理性がないと指摘されたことを厳粛に受け止め、高浜原発に関する基準適合性審査の後続手続きだけでなく、すべての原発の基準適合性審査の手続きを直ちに中止するよう強く求める。

【参照資料】脱原発弁護団全国連絡会「高浜原発 3・4 号機の運転差止決定を受け基準適合性審査等の中止を求める緊急申入書」
<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/15-04-15/>